

広島市水道局週休２日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事) (R7. 4)

(令和６年６月１日制定・令和７年４月１日最終改定)

(趣旨)

第１条 本要領は、広島市水道局発注の土木工事・配管工事における働き方改革促進の一環として「週休２日交替制工事」を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第２条 「週休２日交替制」とは、次のいずれかをいう。

(1) 「月単位の週休２日交替制」

対象期間の全ての月単位において、対象者が交替しながら休日取得し、休日率が２８．５％（８日／２８日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休２日交替制」

「月単位の週休２日交代制」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が２８．５％（８日／２８日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

２ 「対象期間」とは、対象者ごとの現場従事開始日から現場従事最終日の２日後までとする。ただし、次の期間は対象外とする。

なお、施工体制台帳に記載されている工期外を対象期間とすることはできない。

(1) 年末年始６日間、夏期休暇３日間

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事全体を一時中止している期間

(4) 災害時の緊急対応等により休工となる期間

(5) 連続７日以上現場従事しない期間（ただし、(1)～(4)の期間を含む場合はその日数を除く。

また、当該期間の直前の従事日後の２日間は対象期間の休日取得日とし、連続７日以上の日数から除く。）

(6) 月単位の対象日数が１４日未満の月単位

３ 「月単位」とは、歴月によらず、工事着手日から起算して工事完了日の２日後までの期間を４週（２８日）ごとに分けた期間（同条２項の対象外期間を含む。）をいい、全対象者共通とする。ただし、対象期間は対象者ごとの現場従事期間とする。

４ 「休日率」とは、対象者ごとの対象日数における休日取得日数の割合を算出し、全対象者の割合を合算して対象者数で除したものとする。

５ 「対象者」とは、施工管理を行う者及び建設現場の直接的な作業を行う者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、いずれかの月単位において１４日間（休日含む。）以上従事する者とする。ただし、交通誘導警備員は対象としない。

６ 「月単位」における「工事着手日」とは、当該現場において工事目的物の施工に係る現場作業（準備期間は含まない。）に最初に着手する日をいう。

７ 「月単位」における「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。）が完了した日をいう。

８ 対象期間のすべての月単位において、休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合に、「月単位の週休２日交替制」が達成されたものとする。

- 9 「月単位の週休2日交替制」を達成できなかった場合において、対象期間の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の場合に、「通期の週休2日交替制」が達成されたものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.4）」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。

（実施方法）

第4条 工事の実施方法を「週休2日交替制」に変更することを希望する受注者は、工事着手前に対象者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法、現場代理人が休日取得する場合の施工体制及び発注者と連絡を取れる現場連絡員（受注者が直接雇用している者）の配置等を具体的に記載した「工事打合せ簿（施工様式-43）」を発注者に提出し、承諾を得た場合に実施方法を変更することができるものとする。

2 受注者は、前項により発注者の承諾を得た内容を施工計画書に記載し、発注者に提出すること。

3 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA4サイズ横以上とする。

記載内容の例

週休2日交替制工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、労働者が交替しながら4週8休の休日確保に取り組む試行工事です。 発注者: 広島市水道局〇〇〇課 受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
--

（実施報告）

第5条 受注者は、各月単位の21日目を目途に対象者の休日取得実績及び残期間の休日取得予定日を記入した「休日取得状況表（R6.10）」を監督員に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示し、「月単位の週休2日交替制」の達成見込みの確認を受けなければならない。

2 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得状況表（R6.10）」に対象者の休日取得実績を記入し、発注者に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示しなければならない。

3 前項によらず、対象期間中に発注者が実施状況についての資料提示を求める場合には、受注者はこれに応じなければならない。

4 発注者は、同条1項及び2項の資料により、休日率の確認を行うものとする。

(経費等の補正)

第6条 実施方法を「週休2日工事」から「週休2日交替制工事」に変更した工事は、補正対象から機械経費（賃料）・共通仮設費率を除外し、月単位の休日率が28.5%以上であったものとして速やかに変更契約を行うものとし、最終変更契約時において、休日率の実績に応じた次項の補正係数に設計変更するものとする。

なお、市場単価（港湾工事は補正対象外）等については別表1～4の補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。

2 休日率の実績に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。

週休2日交替制工事の補正係数		
達成実績	労務費	現場管理費
月単位	1.04	1.03
通期	1.02	1.01
未達成	補正なし	補正なし

(工期)

第7条 「週休2日交替制工事」への実施方法の変更に伴う工期変更は行わないものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合、「工事検査成績評定書（検査様式-13）」の「2. 施工状況 ②工程管理」において評価する。

2 「週休2日交替制」を達成できなかった場合において、減点は行わないものとする。

(アンケート調査等)

第9条 受注者は、本取組について発注者からヒアリングやアンケート等の依頼があった場合は、これに協力すること。

(提出書類の虚偽)

第10条 第5条2項により提出された「休日取得状況表（R6.10）」の内容について、虚偽が判明した際には、指名停止となる場合がある。

(施工実績)

第11条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評定通知書（検査様式-16）」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工事実績証明書（検査様式-24）（R6.10）」を交付し、施工実績を証明するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 市場単価の補正係数（週休2日交替制工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

※単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。

※週休2日工事には適用できない。

別表２ 下水道工事市場単価の補正係数（週休２日交替制工事）

名称	規格・仕様	補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		１．０１	１．０２
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		１．０１	１．０２
砂基礎工	人力施工	１．０２	１．０４
砂基礎工	機械施工	１．０２	１．０４
砕石基礎工	人力施工	１．０２	１．０４
砕石基礎工	機械施工	１．０２	１．０４
組立マンホール設置工		１．０１	１．０３
小型マンホール工		１．００	１．０１
取付管およびます設置工	ます設置工	１．００	１．０１
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	１．０１	１．０２

※週休２日工事には適用できない。

別表３ 水道用資材等価格調査業務により決定している工事費の補正係数（週休２日交替制工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
不断水Ｔ字管（耐震型） 取付、穿孔		１．０２	１．０４
不断水挿入管路断水器 取付		１．０２	１．０４
視覚障害者誘導標示 （溶融式）（シート式） （貼付式）		１．００	１．０１

※週休２日工事には適用できない。

別表 4 土木工事標準単価の補正係数（週休 2 日交替制工事）

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1. 0 2	1. 0 4
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 4
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 3
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 3
	人力	1. 0 2	1. 0 4
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 3
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 3
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 4
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 2
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 3
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 3
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 3
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 3
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 3
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 4
バキュームブラスト工		1. 0 0	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 0 2	1. 0 4
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 4
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 1	1. 0 2
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1
FRP製格子状パネル設置工		1. 0 0	1. 0 0
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 2	1. 0 4
支承金属溶射工		1. 0 2	1. 0 4
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル 管）設置工		1. 0 2	1. 0 3

※週休 2 日工事には適用できない。